

新旧対応表(2021/11/01改定)

JCVケーブルインターネット 加入契約約款

旧

第24条(料金の適用)

2 料金の支払方法は、契約成立の翌月から口座振替で当社が指定する期日までに支払うものとします。

新

2 料金の支払方法は、契約成立の翌月から当社が指定する期日までに支払うものとします。

新設

第53条(反社会的勢力の排除)

利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。

(2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。

(5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないこととします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

新設
【附則】

この改正約款は2021年(令和3年)11月1日より実施します。

上越ケーブルビジョン放送加入契約約款

旧

【料金等の支払い方法】

第8条 加入金・加入登録事務手数料・工事代金・基本利用料・視聴料及びその他の条項に定めた費用等の支払いは、JCVが認めた場合を除き契約成立の翌月から口座振替で、JCVが指定する期日までに支払うものとします。なお加入金は申込み月の翌月、工事代金は工事完了月の翌月、基本利用料は工事完了月の翌月から口座振替するものとします。

新設

新設
【附則】

新

(料金等の支払い方法)

第8条 利用料金等の支払いは、当社が認めた場合を除き契約成立の翌月から、当社の指定する期日までに支払うものとします。なお、加入金は、加入申込み月の翌月、工事代金は、工事完了月の翌月、基本利用料は、工事完了月の翌月から支払うものとします。
2 基本利用料の支払いは、毎月の利用分を当月にお支払いいただけます。ただし、電話サービスをご利用の場合は、他サービス利用料と併せて利用月の翌月のお支払いとなります。
3 当社の有料チャンネル視聴料は、サービスの提供を受けた当月から、当社に支払うものとします。
4 加入金又は工事代金若しくは両方について分割支払いとする場合に加入者等は、別途、分割支払い手数料を支払うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第24条 加入者等は、自ら(加入者等が法人又は団体である場合には、代表権を有する者、支配権を有する者、専ら業務を執行する役員、取締役、監査役、幹事、幹事及びその他の役員を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号に掲げる事項の何れについても該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- (1) 反社会的勢力等であること。
 - (2) 反社会的勢力等が経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し又は関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 加入者等は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる事項の何れについても該当する行為を行わないこととします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法律に規定のある責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、加入者等が前二項に違反した場合にあっては、事前事後にかかわらず何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合に、当社は、当該解除により加入者等に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任の一切を負わないものとします。ただし、当該解除により、当社に損害が生じた場合にあっては、該当する加入者等が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

(附 則)

この約款は、令和3年(2021年)11月1日改正、同日実施する。

JCVケーブルプラス電話サービスご利用規約

旧

新設

新

第16条 反社会的勢力の排除

利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

新設
【附則】

本改正規約は2021年 11月 1日より適用します。

JCVコラボ光 IP通信網サービス契約約款

旧

(契約申込の方法等)

第9条 本サービスを申込み(本約款 第9条の方法も含む)ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

- (1) 本約款 第3条のサービス種類
- (2) 契約者の氏名
- (3) 契約者の性別
- (4) 契約者の生年月日
- (5) 契約者の連絡先
- (6) 本サービスの回線の終端の場所
- (7) 料金の支払い口座
- (8) その他当社が指定する事項

新

第9条 本サービスを申込み(本約款 第9条の方法も含む)ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

- (1) 本約款 第3条のサービス種類
- (2) 契約者の氏名
- (3) 契約者の性別
- (4) 契約者の生年月日
- (5) 契約者の連絡先
- (6) 本サービスの回線の終端の場所
- (7) 料金の支払い方法
- (8) その他当社が指定する事項

新設

(反社会的勢力の排除)

第42条 利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

新設
附則

令和3年11月1日改定・施行

JCVコラボ光 電話サービス契約約款

旧

(契約申込の方法等)

第9条 本サービスを申込み(本約款 第9条の方法も含む)ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

- (1) 本約款 第3条のサービス種類
- (2) 契約者の氏名
- (3) 契約者の性別
- (4) 契約者の生年月日
- (5) 契約者の連絡先
- (6) 本サービスの回線の終端の場所
- (7) 料金の支払い口座
- (8) その他当社が指定する事項

新設

新設
附則

新

第9条 本サービスを申込み(本約款 第9条の方法も含む)ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

- (1) 本約款 第3条のサービス種類
- (2) 契約者の氏名
- (3) 契約者の性別
- (4) 契約者の生年月日
- (5) 契約者の連絡先
- (6) 本サービスの回線の終端の場所
- (7) 料金の支払い方法
- (8) その他当社が指定する事項

(反社会的勢力の排除)

第41条 利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

令和3年11月1日 改定・施行

JCVプロバイダサービスご利用に関する規約

旧

(契約申込の方法等)

第8条 本サービスを申込みときは、次の事項について当社指定の方式にて提出していただきます。

- (1) 本規約 第4条のサービスの種類
- (2) 契約者の氏名
- (3) 契約者の性別
- (4) 契約者の生年月日
- (5) 契約者の連絡先
- (6) 料金の支払い口座
- (7) その他当社が指定する事項

新

第8条 本サービスを申込みときは、次の事項について当社指定の方式にて提出していただきます。

- (1) 本規約 第4条のサービスの種類
- (2) 契約者の氏名
- (3) 契約者の性別
- (4) 契約者の生年月日
- (5) 契約者の連絡先
- (6) 料金の支払い方法
- (7) その他当社が指定する事項

新設

(反社会的勢力の排除)

第33条 利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
 - (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないこととします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

附則
新設

令和3年11月1日改定・施行

ひかりTV with JCV 利用規約

旧

新設

新

第9条(反社会的勢力の排除)

利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

新設
附則

本改定規約は、令和 3年 11月 1日から実施します。

ひかりTV with JCV 重要事項説明

旧

新設

新

第9条(反社会的勢力の排除)

利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

ひかりTV 対応受信装置レンタルサービスに関する利用規約

旧

新設

新

第31条(反社会的勢力の排除)

利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

新設
附則

令和3年11月1日 改定・施行

JCVらくらくWi-Fi 地域BWA無線通信サービス契約約款

旧

「JCV らくらく Wi-Fi」無線通信サービス料金表
通則（料金等の支払い）

3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、口座振替により支払うものとし、当社は請求書および領収書を発行しないものとします。

新

3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに支払うものとし、当社は請求書および領収書を発行しないものとします。

新設

附則（実施期日）

この料金表は 2021 年 11 月 1 日より実施します。

JCV ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

旧

新設

新

(反社会的勢力の排除)

第16条 利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

新設

本改定規約は 2021 年 11 月 1 日より実施します。